

# 越前市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



# 目次

1 はじめに …1

---

2 パートナーシップ宣誓できる方 …1

---

3 宣誓に必要なもの …3

---

4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ …5

---

5 再交付や返還等のその他の手続き …10

---

6 連携自治体から転入する場合の手続き …13

---

7 よくある質問 …14

---

宣誓やその他手続きに必要な書類は、窓口でご請求いただくか、下記二次元コードのリンク先ページよりダウンロードできます。



# 1 はじめに

越前市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係(パートナーシップ)であることを市長に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証および受領証カードを交付するものです。

この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、性の多様性への社会的理解が促進され、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、だれもが自分らしく誇りを持って暮らせるまちとなることをめざします。

## パートナーシップとは

一方または双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係のことをいいます。

## 性的少数者とは

性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が異性愛のみではない、または、性自認(自分自身の性別に関するある程度持続的な自己意識)が戸籍上の性別と異なる方のことをいいます。

# 2 パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップの宣誓をすることができるのは、一方または双方が性的少数者であるお二人で、下記の項目をすべて満たしている必要があります。

## (1)成年に達していること

宣誓者の双方が満18歳以上であること。

## (2)越前市民であること、または転入予定であること。

宣誓者のうち、双方もしくは、いずれかが市内に住所を有している、または3か月以内に市内へ転入を予定している方

## (3)配偶者がいないこと

配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みません。

戸籍抄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添えて提出してください。

#### (4)宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係がないこと

共に宣誓をしようとする人以外の人と、既にパートナーシップの関係がある場合は宣誓できません。

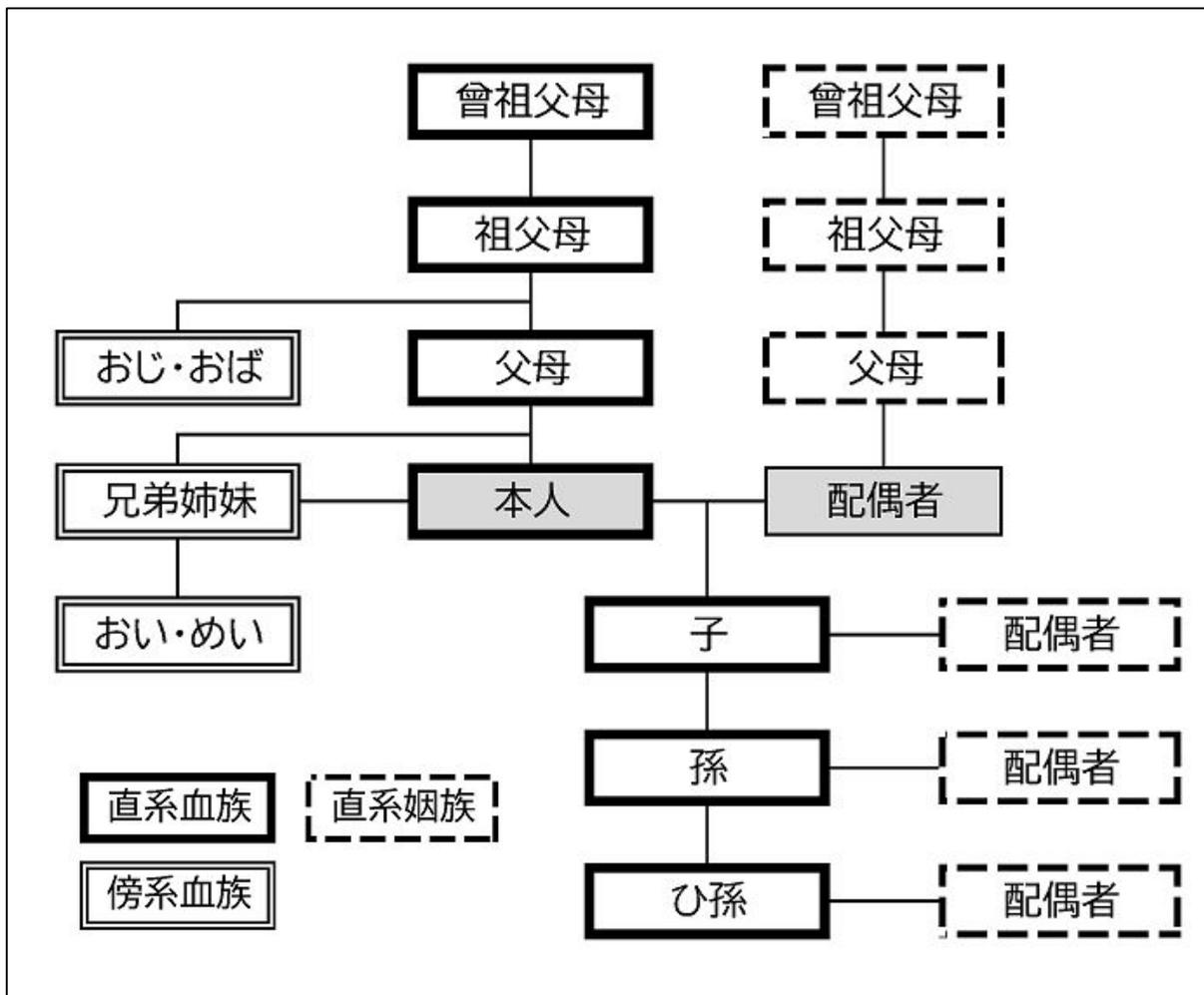
#### (5)宣誓しようとする方同士が近親者でないこと

民法734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法735 条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。※下図参照

ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます。(「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。)

【パートナーシップの宣誓をすることができない続柄】

直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族は婚姻できません。



### 3 宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓には、以下の書類提出が必要となります。

#### (1) パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

[窓口で手続きを希望される方]

事前にご記入いただいても、宣誓日当日にご記入いただいてもかまいません。

[郵送で手続きを希望される方]

他の必要書類と同封して、記入済みのものを郵送でご提出ください。

※自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、ほかの方による代筆が可能です。

#### (2) 現住所を確認できる書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書※のいずれかをお一人1通ずつ。宣誓するお二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものに限りです。
- ・個人番号(マイナンバー)の記載があるものは受け取れません。個人番号の記載がある場合は、マジック等で黒塗りしてください。

※住民票記載事項証明書(性別記載なし)

性別記載のない住民票記載事項証明書を希望する場合は、窓口サービス課での手続きの際に性別の記載を省略する旨をお伝えください。

#### 【宣誓時にどちらも越前市内にお住まいではない方】

上記のほか、転入を予定していることがわかる書類の写しを提出してください。

(例)転入前の自治体で発行された転出証明書、転居先の賃貸借契約書など

注意:転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出が無い場合は宣誓が無効となります。

#### (3) 独身であることを証明する書類

- ・戸籍抄本または独身証明書
- ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたものをお一人1通ずつ提出してください。
- ・本籍地が越前市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。詳細は、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口にご確認ください。
- ・外国籍の方は、大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添

付してください。なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

#### **(4) 本人確認書類**

顔写真付きのものは1つ、顔写真無しの場合は2つ提示してください。郵送の場合は、写しを提出してください。

【本人確認ができる書類の例】

「氏名・住所」または「氏名・生年月日」を確認できるものに限ります。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード(マイナンバーカード)</li> <li>・旅券(パスポート)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・住民基本台帳カード(顔写真付き)</li> <li>・国や地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証</li> <li>・共済組合員証</li> <li>・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書</li> <li>・共済年金、または恩給の証書</li> <li>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの</li> <li>※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く)</li> </ul> <p>(「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。その他の書類(国民健康保険の被保険者証等)と組み合わせて提示してください。)</p>

(注)有効期間または有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内であること。

#### **(5) 通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ**

性別違和等の理由で通称名<sup>※</sup>での宣誓を希望される場合は、宣誓日から3ヶ月以内に発行されたもの、または有効期限内のもので、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる以下の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・通称名の記載のある住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員証や学生証、卒業証書</li> <li>・公共料金の請求書</li> <li>・病院の診察券</li> <li>・自宅あての郵便物(消印があり、住民票の住所と一致するもの)</li> </ul>

※通称名

本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと。

#### **(6) 郵送用チェックリスト ※郵送で宣誓する場合のみ**

## 4 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

### 窓口で宣誓する場合

#### (1) 必要書類の準備

この手引きの3～4ページの必要書類をご準備ください。

#### (2) 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則5開庁日前までに、下記「予約連絡および書類提出先」まで電話または申込みフォームで予約してください。※5開庁日前とは予約したい日から数えて土日・祝日を除く5日前です。

- ・宣誓ができる時間は原則として平日(年末年始を除く)午前9時～午後5時です。なお、この日時にお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。
- ・宣誓日時は、予約状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ・予約日は市から日時が確定した旨を回答した時点で成立します。

お知らせいただく内容	
①	宣誓されるお二人の氏名 通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名も併せてご連絡ください。 外国籍の方は国籍もご連絡ください。
②	宣誓希望日・時間(第3希望まで)
③	宣誓されるお二人の居住状況(市内に住んでいる、転入予定等)
④	電話番号、メールアドレス(代表者のみ)
⑤	個室での対応を希望される場合はその旨
⑥	受領証等の希望デザイン

#### 【予約連絡および書類提出先】

越前市役所 市民協働課ダイバーシティ推進室(市庁舎5階)

住所: 〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号 越前市役所5階

電話: 0778-22-3293

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝・年末年始を除く)

予約フォーム



#### (3) 必要書類の提出

予約した宣誓日の原則3開庁日前までに、必要書類を市民協働課ダイバーシティ推進室(「予約連絡および書類提出先」参照)に持参、または郵送にてご提出ください。持参による提出の際に、個室での対応を希望される場合は、持参される日時の予約をしてください。

・届出書類の内容等に不備・不足がある場合、宣誓日を延期させていただくことがあります。

#### **(4) 宣誓日当日(受領証交付)**

予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、あらかじめ指定したお部屋までお二人でお越しください。お二人揃っての来庁ができない場合はお一人での来庁も可能です。その場合は宣誓日の予約時にその旨お知らせください。

#### **(5) 受領証等の交付**

要件を満たしていることが確認できた場合、宣誓書受領証(1枚)、宣誓書受領証カード(2枚)をお二人に交付します。基本的に即日交付しますが、要件確認や宣誓書受領証等の作成のため、後日交付となる場合があります。

##### **【越前市に転入予定の場合】**

- ・受領証と受領証カードの交付にかえて、パートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票(様式第4号)を交付します。受付票の有効期限は3か月です。
- ・転入後、パートナーシップ転入予定者受付票に住民票の写し(転入者のみ)を添えてご提出ください。引き換えに、受領証と受領証カードを交付します。

### **郵送で宣誓する場合**

#### **(1) 必要書類の準備**

この手引きの3～4ページの必要書類をご準備ください。

#### **(2) 必要書類の提出**

- ・必要書類に郵送用チェックリストを添えて市民協働課ダイバーシティ推進室(「予約連絡および書類提出先」参照)に郵送してください。
- ・宣誓日は、市役所に必要書類が到着した日となります。宣誓日を指定したい場合は、配送日指定郵便をご利用ください。ただし、届出書類の内容等に不備・不足がある場合は、その限りではありません。

#### **(3) 市からの確認**

- ・お電話にて、宣誓された事実があるかどうかの確認をそれぞれに行わせていただきます。
- ・確認は市民協働課ダイバーシティ推進室(0778-22-3293)から、お電話いたします。

#### **(4) 受領証等の交付**

・書類等に不備がなければ、本人限定受取郵便で、受領証および受領証カードを住民票に記載のある住所に送付いたします。受取には、本人確認が必要であるため、通称名を使用されている場合でも、戸籍名で送付いたします。

## オンラインで宣誓する場合

### (1) 必要書類の準備

この手引きの3～4ページの必要書類をご準備ください。提出の際に電子ファイルが必要となりますので、PDFファイル等へ変換をお願いいたします。

### (2) 申請手続き

・下記URLから「福井県電子申請サービス」へアクセスして申請先を「越前市」で選択したあと、組織で「市民協働課」を選択いただくか「パートナーシップ」と検索していただき、該当ページにアクセスしてください。ログインいただいたら電子申請のページにて該当箇所に必要事項の記入と必要書類の添付を行います。

URL: [www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/renew20120301.html](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/renew20120301.html)

### (3) 市からの連絡

・申請内容と必要書類の確認が取れましたら、お電話にて宣誓日と宣誓書受領証等の交付決定連絡、書類の受け渡し方法(窓口又は郵送)の確認をいたします。

・連絡は市民協働課ダイバーシティ推進室(0778-22-3293)から、お電話いたします。

### (4) 受領証等の交付

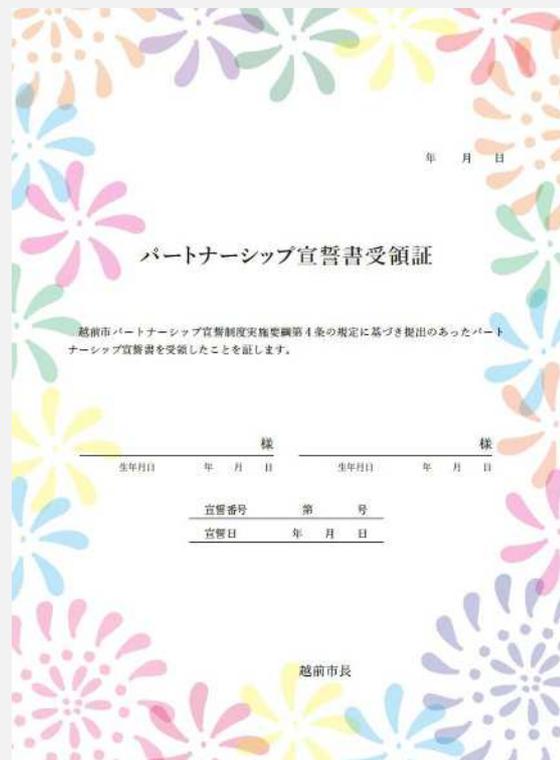
・電話にて確認した方法で受領証等の交付を行います。受け渡し方法の詳細につきましては、この手引きの5～6ページに記載のとおりです。

# 【パートナーシップ宣誓書受領証(表面)(A4サイズ)】

用紙は越前和紙です。



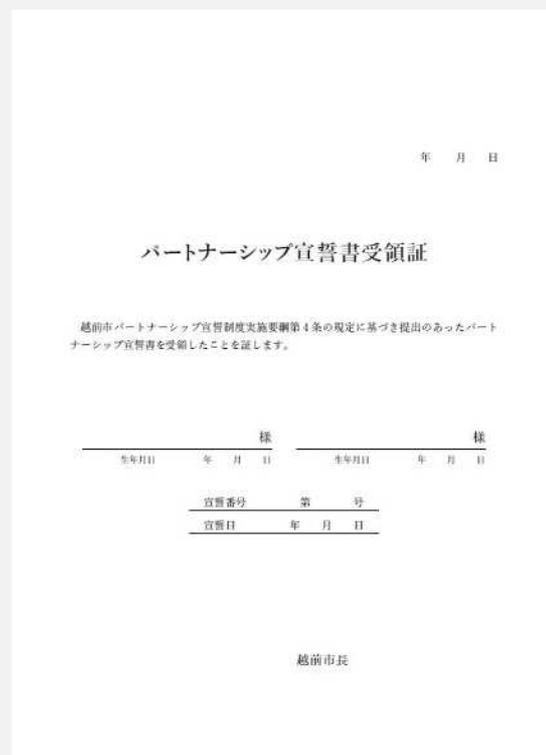
デザイン1



デザイン2



デザイン3



無地

# 【パートナーシップ宣誓書受領証カード(運転免許証サイズ)】

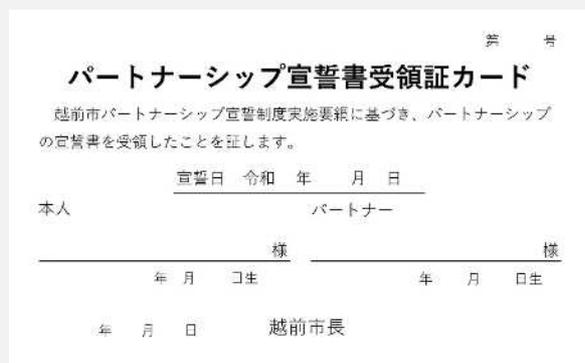
## 【表面】



デザイン1

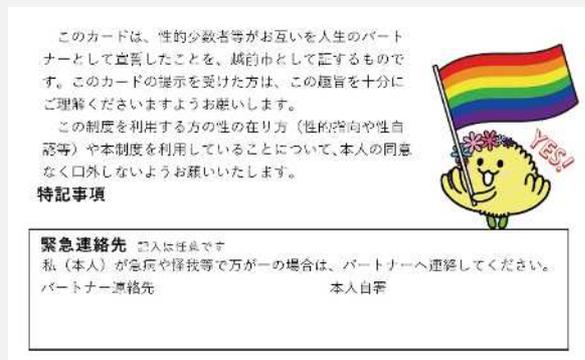


デザイン2

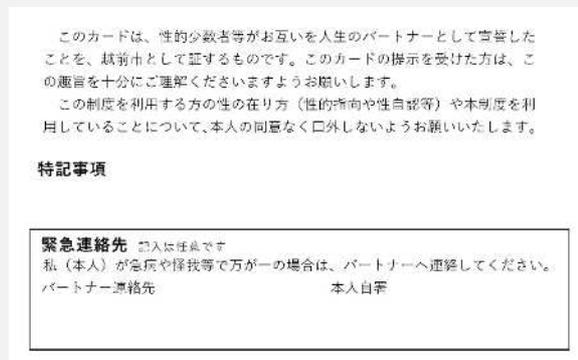


無地

## 【裏面】



デザイン1



無地

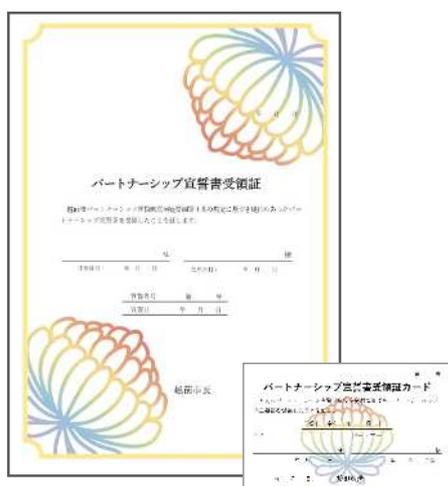
# 受領証等のデザインについて

仁愛大学コミュニケーション学科の吉村ゼミの皆さんが、パートナーシップ宣誓書「受領証」及び「受領カード」のデザインに取り組みました。

デザインは、吉村ゼミ生のほかコミュニケーション学科の1年生も参加し、最終審査に残った16の案から選ばれました。

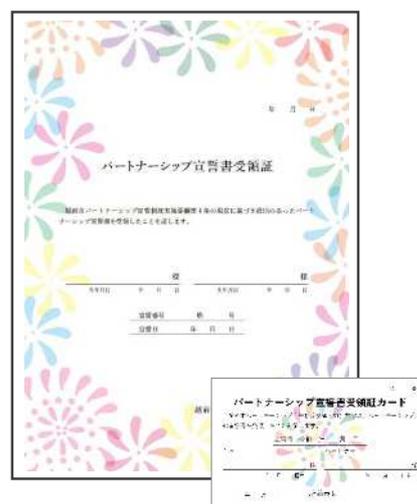
- ・受領証には、越前市の市章のすかしが入った越前和紙を使用しています。
- ・宣誓者は、希望のデザインを選ぶことができます。
- ・レインボーフラッグを持ったきくりんのデザインは、当事者からの意見を参考に制作しました。

## デザインのコンセプト



仁愛大学人間学部コミュニケーション学科3年  
SHIMADA CAIOYUTA

越前市の花である「菊」を虹色でイラスト化して多様性を表現しました。優しさと上品さを表現するために、淡い色を使いシンプルになることを意識しました。フレーム部分の黄色には太陽のように明るく楽しい生活を送れるようにと願いを込めました。



仁愛大学人間学部コミュニケーション学科1年  
下林 美衣名

モチーフの「打ち上げ花火」は、皆がそろって楽しむことができるものなので、パートナーシップ制度がより多くの人に理解され受け入れられてほしいという意味をこめました。また、大小さまざまな大きさや華やかでカラフルな色合いで多様性を表現しました。

## 5 再交付や返還等のその他の手続き

宣誓書受領証等の再交付などの手続きは下記のとおり、手続きが必要です。受領者のどちらか一方の方で行うことができます。事前にご連絡いただくと、スムーズに手続きしていただくことができます。郵送でのお手続きも可能です。その場合は、返信用封筒を同封してください。

### (1) 受領証等の再交付について

受領証および受領証カードの紛失や毀損、著しい汚損などにより再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)を提出してください。

紛失の場合を除き、すでに発行している受領証等(受領証と受領証カード)と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。

- ① 本人確認書類(5ページ 4(4)参照)
- ② 受領証および受領証カード(紛失以外の場合)

### (2) 記載事項の変更について

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(様式第6号)を提出してください。

- ① 本人確認書類(4ページ 3(4)参照)
  - ② 受領証および受領証カード(記載に変更がない場合は不要)
- ①、②のほか、

【住所を変更する場合】

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(3ページ 3(2)参照)

【戸籍上の氏名を変更する場合】

戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

通称名を確認できる書類(5ページ 3(5)参照)

### (3) 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、届出が必要です。下記の書類をご持参のうえ、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第7号)を提出してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 双方が市外へ転出したとき
- ・ 宣誓者の一方が死亡した後に、新たな者とパートナーシップを宣誓するとき

・ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

① 本人確認書類(4 ページ 3(4)参照)

② 受領証および受領証カード(2人分)

双方の意思によりパートナーシップ解消のために受領証等を返還する場合、どちらか一方の方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

返還された受領証等が必要な方は申し出ください。無効の穿孔を施した上で返戻します。

#### **(4) 宣誓書記載内容等証明書**

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類を添えて、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第8号)を提出してください。

##### **【パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例】**

(1) 宣誓をした事実の証明

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められた場合など。

(2) 宣誓を解消した事実の証明

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要があるときなど。

※申請できる期間は、宣誓の効力を喪失した日から5年間以内です。5年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

※(1)～(4)はオンラインでも申請が可能です。申請方法につきましては、この手引きの7ページに記載のとおりです。

## 6 連携自治体から転入する場合の手続き

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている方が、市内の住所に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができます。

継続申請には、以下の書類が必要になります。

チェック	必要書類
□	<p>パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第10号)</p> <p>【窓口で手続きを希望される方】 宣誓日当日にご記入いただくか、事前にご記入いただき、ご持参ください。</p> <p>【郵送での手続きを希望される方】 記入済みのものを他の必要書類と同封し、郵送でご提出ください。</p> <p>【オンラインでの手続きを希望される方】 「福井県電子申請サービス」から「パートナーシップ宣誓継続申告書」を検索いただき、必要書類を添付して申請を行ってください。 URL: <a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/renew20120301.html">www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/renew20120301.html</a> ※様式は、担当課窓口でご請求いただくか、市ホームページからダウンロードなさってください。</p>
□	<p>転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等</p> <p>※オンラインで申請される場合も必ず原本を市民協働課ダイバーシティ推進室宛てに窓口でご提出いただくか郵送してください。</p>
□	<p>現住所が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写しその他の現住所を証する書類</li> <li>・本人確認書類の写し(郵送又はオンライン申請の場合のみ)</li> </ul> <p>※宣誓日以前から3か月以内に発行されたものに限りです。</p> <p>※1人1通の提出をお願いします。(世帯全員が記載されたもの)</p> <p>※お二人が同一世帯になっている場合は、1通で差し支えございません。</p> <p>※住民票の写し等に、続柄・本籍・マイナンバー等は不要です。</p>

## 7 よくある質問

---

### Q.1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、越前市が行うパートナーシップ宣誓制度はお二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

この制度は互いを人生のパートナーとすることをお二人から宣誓を受けて、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援するものです。

### Q.2 宣誓は、同性カップルしか利用することができないのですか。

宣誓の対象は、戸籍上同性のカップルに限定していません。戸籍上異性のカップルであっても、一方又は双方が性的少数者であれば、宣誓することができます。例えば、性自認と戸籍上の性別が異なるトランスジェンダーの方が、戸籍上は異性のパートナーの方と宣誓していただくことも可能です。

### Q.3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。また、宣誓届出事項証明書の交付も無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等は自己負担となります。

### Q.4 事実婚をしても宣誓できますか？

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的少数者等の人権尊重の観点から導入しているものであるため、対象者は一方又は双方が性的少数者の方に限定し、事実婚の方は対象となりません。

### Q.5 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、戸籍抄本の代わりに大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

**Q.6 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？**

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出してください。翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

**Q.7 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？**

希望される場合は、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

**Q.8 夜間や休日に宣誓することはできますか？**

宣誓ができる時間は、原則として平日(年末年始を除く)午前9時～午後17時です。この日時にお越しいただくことが難しい場合は、お気軽にご相談ください。

**Q.9 受領証等(受領証、受領証カード)に有効期限はありますか？**

有効期限はありません。

**Q.10 市外に転出する場合はどうすればよいですか？**

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体への転出の場合は返還手続きが不要です。加入自治体の一覧については越前市ホームページ「越前市パートナーシップ宣誓制度」でも公開しております。もしネットワークに加入していない自治体への転出の場合は受領証等の返還手続きが必要となりますので11ページ5(3)をご覧ください。

**Q.11 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？**

越前市内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

**Q.12 受領証と受領証カードにはどのような使い道がありますか？**

受領証は、お二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、受領証を提示することで、一部行政や民間企業のサービスが受けられるようになります。越前市で利用可能なサービスの情報については、市ホームページをご覧ください。民間サービスでは携帯電話の家族割、航空会社でのマイレージサービスなどへの活用が想定されます。サービス内容は、事業者により異なりますので、直接事業者へお問い合わせください。

**Q.13 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。**

婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書<sup>※</sup>による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用を要します。詳細は、公正役場へお問合せください。

※ 公正証書とは

判事や検事などを長く務めた人のうち、法務大臣から任命された人(公証人)が法律に従って作成する文書。公証人は国の公務である公証事務を行う公務員としてみなされ、公正証書は「公文書」であり、証明力の高い文書です。公正証書は「公証役場」で作ることができます。

**Q.14 性的少数者(性的マイノリティ)に関する相談機関を知りたい。**

市ホームページにて、「LGBTQ、性的マイノリティに関する相談機関」を紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/130030/lgbtsoudan.html>



## 問合せ・受付窓口

越前市総務部市民協働課ダイバーシティ推進室（市役所5階）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号

電話 0778-22-3293

受付時間:月～金 8時30分～17時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）

メール [ombud@city.echizen.lg.jp](mailto:ombud@city.echizen.lg.jp)